

この度の九州北部豪雨災害により、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り致しますと共に、被害を受けられました皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り致します。

平成29年7月 朝倉商工会議所

豪雨災害特別相談窓口開設

朝倉商工会議所内に「豪雨災害特別相談窓口」を開設致しました。お気軽に相談下さい。

※朝倉市罹災証明書発行：7月11日(火)から受付開始。

【災害復旧貸付の概要】 (国の融資制度)

【対象者】 災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

【金利】 (いずれも平成29年7月6日現在、貸付期間5年の場合)

- 日本政策金融公庫
 - 中小企業事業 → 基準利率1.21%
 - 国民生活事業 → 基準利率(災害貸付)1.31%
- 商工組合中央金庫 → 所定の利率(相談の上決定)

【貸付限度額】

- 日本政策金融公庫
 - 中小企業事業 → 別枠で1億5,000万円(代理貸付:7,500万円)
 - 国民生活事業 → 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円(代理貸付:1,500万円)
- 商工組合中央金庫 → 別枠で1億5,000万円

【貸付期間】

- 日本政策金融公庫中小企業事業 → 設備15年以内・運転10年以内(据置期間2年以内)
- 国民生活事業 → 適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる
 - ※普通貸付を適用した場合は10年以内(据置期間2年以内)
- 商工組合中央金庫
 - 設備15年以内・運転10年以内(据置期間2年以内)

【担保特例】

- 日本政策金融公庫(中小企業事業・国民生活事業)
 - 直接貸付・代理貸付とも、弾力的に取り扱う。

【福岡県緊急経済対策資金の概要】 (福岡県融資制度)

融資対象：被災中小企業(市町村等が発行する罹災証明書が必要)

資金使途：事業資金(復旧に要する設備・運転資金)

限度額：3,000万円(別枠) 年利：0.90% 保証料率：0%

融資期間：10年以内(据置2年以内)

担保：必要に応じ徴求

保証人：原則として、法人は代表者のみ、個人は不要

取扱金融機関：県が指定する金融機関(21機関)

受付機関：商工会議所、商工会、中央会(組合関係)取扱金融機関

○<返済期限の緩和措置>

- ① 元金返済の一時的な猶予 最長3年
- ② 上記に合わせた返済期限の延長 最長3年